

五條市過疎地域持続的発展計画更新支援業務委託仕様書

1. 業務の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）により、新たに過疎地域に指定されている本市において、持続可能な地域社会の形成に向けた基本方針や対策などについて、市議会の議決を経て定める「五條市過疎地域持続的発展計画」（以下「持続的発展計画」という。）を更新するにあたり、計画更新の支援業務を委託する。

2. 業務の名称

五條市過疎地域持続的発展計画更新支援業務委託

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 委託業務の概要

過疎法に定める持続的発展計画の更新にあたり、素案作成にあたっての次の事項の支援等を行う。

- (1) 基礎調査の実施、分析に関する業務
- (2) 計画骨子案の検討
- (3) 事業計画案の検討
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 計画書の作成

5. 委託業務の内容

持続的発展計画は、奈良県が定める過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれ、広域的な経済社会生活圏の整備計画、及び五條市ビジョンをはじめとする本市の諸計画に適合し、地域の持続的発展方針や対策、及び過疎対策事業債や補助金の活用といった財政上の特別措置の対象となる事業についてとりまとめるものとする。なお、持続的発展計画の項目は次の項目とする。

- (1) 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- (2) 地域の持続的発展に関する目標
- (3) 計画期間
- (4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - ① 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ② 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項（地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光

の振興その他の産業の振興の促進に関する事項を含む。)

- ③ 地域における情報化に関する事項
 - ④ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ⑤ 生活環境の整備に関する事項
 - ⑥ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ⑦ 医療の確保に関する事項
 - ⑧ 教育の振興に関する事項
 - ⑨ 集落の整備に関する事項
 - ⑩ 地域文化の振興等に関する事項
 - ⑪ 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し必要と認める事項

6. 業務計画

受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 管理技術者等選任通知書及び経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) その他必要と認められる書類

7. 協議打合せ

受託者は、業務計画について、委託者と十分な協議打合せを行った後、業務に着手するものとする。協議打合せについては適宜行い、記録簿を作成し委託者の承認を得るものとする。

8. 貸与資料

受注者は、本業務に必要と認められる資料を発注者より借用できるものとし、借用した資料は責任を持って保管し、紛失及び汚損等を生じないように十分注意するとともに業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

9. 業務完了

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の(1)～(4)の書類及び成果品を提出し、委託者による検査を受け、委託者が合格と認めた時点で(5)の書類を提出し、業務の引渡しを行い本業務の完了とする。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) (仮称)五條市過疎地域持続的発展計画支援業務報告書(A4版) 100部
- (3) (仮称)五條市過疎地域持続的発展計画支援業務報告書電子データ 1式
- (4) その他関連資料 1式
- (5) 業務引渡書 1部

10. その他

- (1) 受託者は、業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し円滑に業務の遂行を図らなければならない。
- (2) 受託者は、業務を遂行する上において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報に関する貸与資料については「五條市個人情報保護条例」を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を、第三者へ再委託することはできない。ただし、発注者、受注者協議の上、発注者が書面にて再委託を許可した場合は、この限りでない。
- (5) 成果品の所有権及び使用权は、全て本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の完了検査後、成果品に瑕疵等があった場合は受託者の負担において修正を行うものとする